

## 短期暴露評価による農薬の登録変更について

農作物における農薬の残留基準値を設定する際、これまでは慢性毒性の指標である一日摂取許容量(ADI)<sup>注1</sup>に基づく長期暴露評価が行われてきましたが、今後は急性毒性の指標として急性参照用量(ARfD)<sup>注2</sup>に基づく短期暴露評価も併せて行われることになりました。

これに伴い、農薬によっては、適用作物が削除される等の変更が行われ、残留基準値がこれまでより小さな値に設定されることとなります。

登録変更については、十分な時間的余裕を持って申請されない場合が想定され、こうした場合は、現在流通している農薬を容器に表示された使用方法に従って使用しても、変更後の残留基準値を超過する恐れがあります。このため、農薬メーカーが変更後の使用方法をチラシ等で情報提供する時は、変更の登録を受ける前であっても、農薬容器の表示(ラベル)ではなく変更後の使用方法に基づいて使用してください。変更後の使用方法に関する詳細及び最新の情報は、販売店等で配布されるチラシや農薬メーカーのホームページ等で確認してください。

注1：一日摂取許容量(ADI)…Acceptable Daily Intake の略。

ヒトが、ある物質を一生涯に渡って毎日摂取し続けても健康に悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

注2：急性参照用量(ARfD)…Acute Reference Dose の略。

ヒトが、ある物質を24時間又はそれより短時間に経口摂取した場合に、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。